○農林水産省告示第千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　砂防設備用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県延岡市須佐町五二三七の四・五二三七の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市宮部上字水ケ谷二六九の九、二六九の一〇、二六九の二八から二六九の三九まで、二六九の五五、字村谷奥五七〇の二、五七〇の一九から五七〇の二二まで、五七〇の三九、上横野字火氏谷二四九二の一、三四九二の二、字アゾウ谷三四九三の一から三四九三の一一まで、字広畑三四九四、大篠字菅町三二八一の二、三二八一の四、字隠谷三六八〇の二、字市小谷三七一九の二、字天宮寺三七二一の二、三七二一の三、三七二一の五から三七二一の七まで、字西ケ仙三七二六の二、福田字小屋谷二一四の三、二一六の七、吉見字大ダワ一五二〇の三、苫田郡鏡野町越畑字猪ノ谷八三九の二、字ゲンシヤ谷八四一の二、字向加茂谷八六六の二、八六七の一、八六七の三、八六七の五、八六七の六、字向加茂谷北八六八の一、八六八の三、八六八の五、養野字福見谷一〇九六の二、一〇九六の三、一〇九七の一、一〇九七の二、字上ノ谷一一〇一の一、一一〇一の二、字平岩下モノ谷一二一六の二、字上ケ原一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七七の四から一〇七七の八まで、一〇七七の一〇から一〇七七の二一まで、字藤治谷一〇九二の一、字遅黒一〇九八、字養野山一〇九九、百谷字大掛五〇八の一、五〇八の二、大町字籾谷四七二の一、四七二の五、四七二の六、四七三の一から四七三の三まで、字泉山四七四、字アソウ谷四七七の一、四七八の一、四七八の二、四七九の一、四七九の二、字小瀧四八〇の二、字下モ作り四八八の一から四八八の三まで、四八八の六から四八八の八まで、四八九の一から四八九の八まで、四八九の一〇、四八九の一二から四八九の一四まで、四九六の一、字上作り四九〇、字成畑四九二の一、四九二の二、四九三の一、上齋原字三国ケ仙一八五四の二、一八五四の三〇、一八五四の三一、一八五四の四五、一八五四の七七から一八五四の九〇まで、英田郡西粟倉村大字知社字小東二一七、字小東トチガワノハナ一一八、字小東奥西平ラ一二三、字大成ル一二四の一から一二四の二四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市高尾字御賀佐美下七九、字大塚谷南三〇二、種字塔成二九〇、字小奥谷口二九一、字**朿**坂二九二、二九三、福田字小屋谷二一六の一、二一六の三、二一六の五、二一六の六、二一六の八から二一六の一〇まで、横山字大向東七六一の一・七六一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七六三の三

二　(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字御賀佐美下七九、字大塚谷南三〇二（次の図に示す部分に限る。）、字塔成二九〇、字小奥谷口二九一、字**朿**坂二九二、二九三

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに津山市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市東和町米川字東綱木（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平松川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十二年国土交通省告示第千四百六十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県雲仙市小浜町北本町字松ノ平

一号　四一六番

二号及び三号　三七四番・三七四番イ合併

四号　四一〇番

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百八十七号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、百里飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年八月十二日

防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和四十一年防衛庁告示第十一号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第四項の表飛行場灯台の項中「毎六十秒間に二十閃（三秒ごとに）を「六十秒毎に二十閃光（三秒毎に」に、「一閃」を「一閃光」に改め、同表進入灯（標準式）の項中「航空白、せん光、毎秒二せん光」を「、航空白、閃光、毎秒二閃光」に改め、「末端から八百四十メートルまでの間」の下に「、a滑走路北側末端から七百四十八メートルまでの間」を、「六十メートルから八百四十メートルまでの間」の下に「、a滑走路北側末端から滑走路軸の延長線上六十メートルから七百四十八メートルまでの間」を加える。

(二)　第一図を次のように改める。